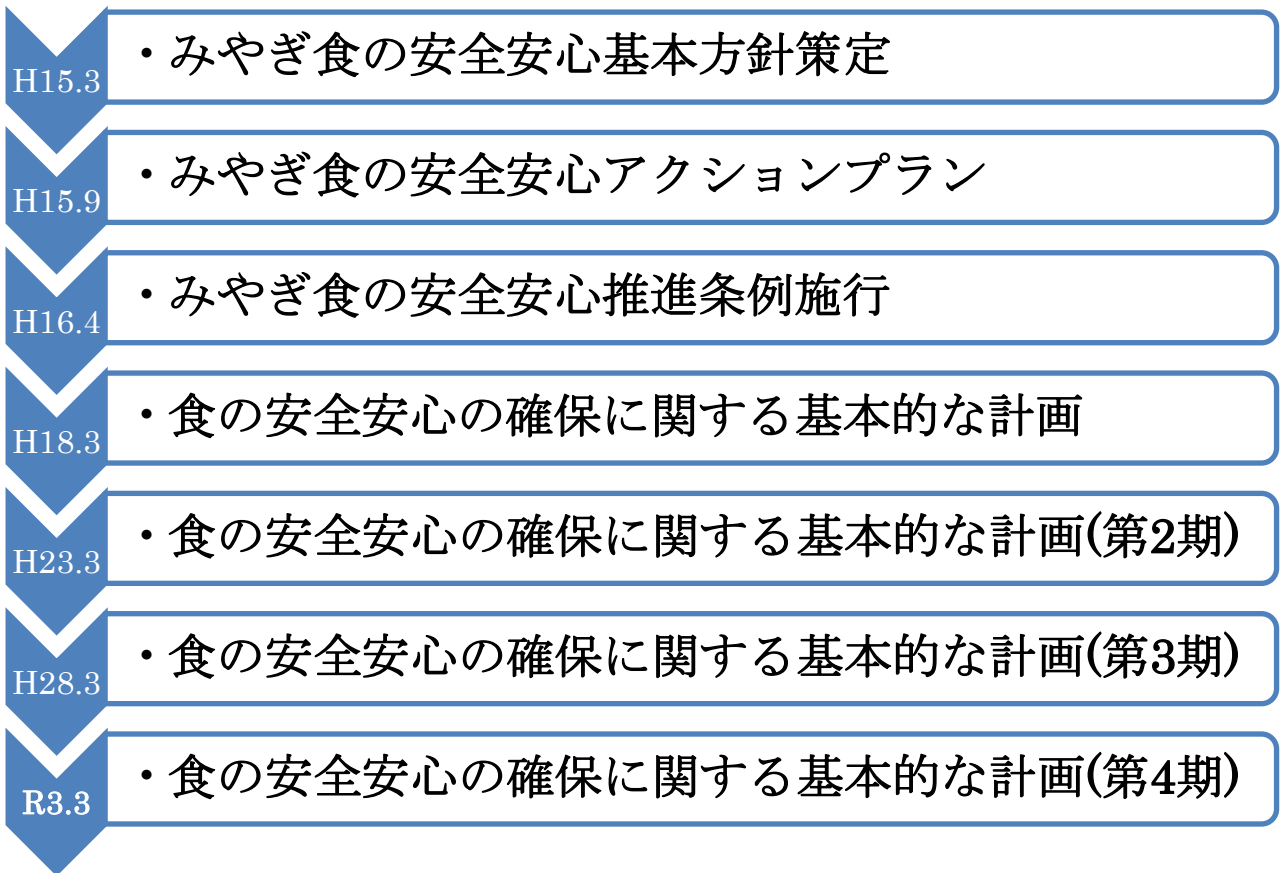


令和3年度
「食の安全安心の確保に関する基本的な計画
(第4期)」に基づく施策の実施状況概要

令和4年10月

第1 みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯



みやぎ食の安全安心推進条例第14条に基づき、本県の「食の安全安心の確保に関して講じた施策」について、実施状況を取りまとめ、毎年度、議会報告及び公表を行っている。

議会報告については平成19年度から開始し、今回で16回目の報告となる。

第2 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）の概要

○ 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

○ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○ 計画の位置付け

条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画としている。

○ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

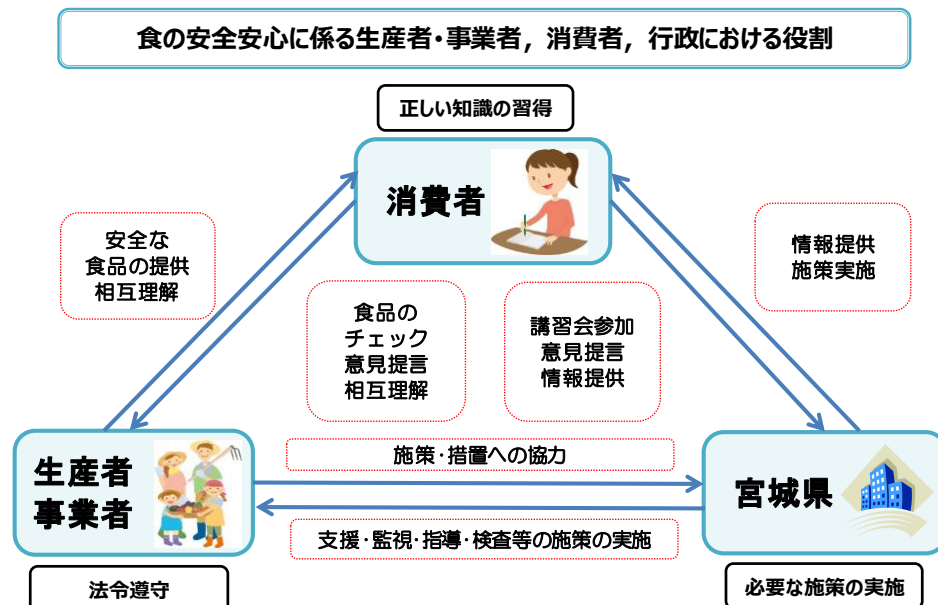
主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

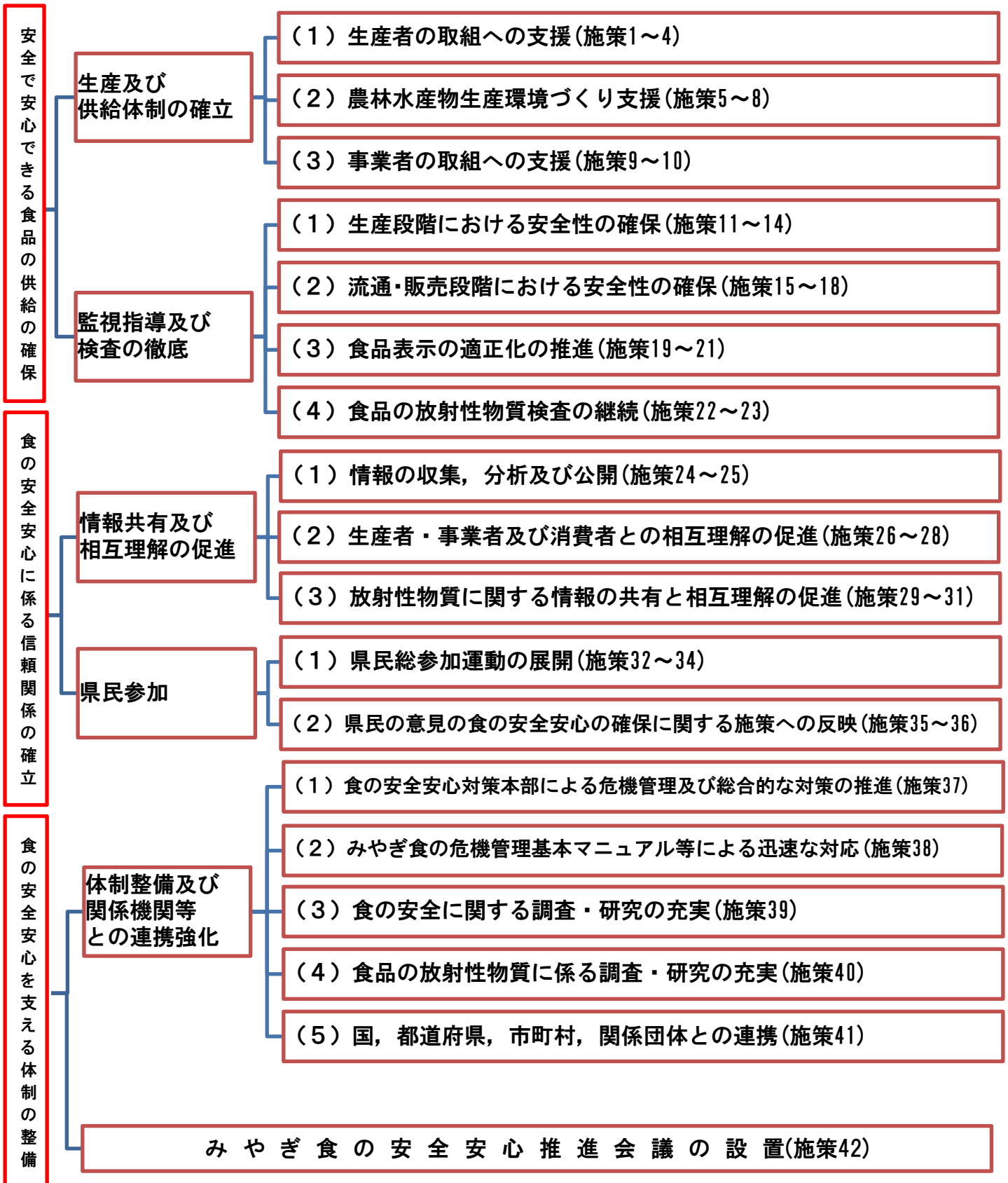
県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）施策体系



第3 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策 ごとの実施状況の概要

I 安全で安心できる食品の供給の確保・・・【安全】に関する施策

1 生産及び供給体制の確立

P2

(1)生産者の取組への支援（施策1～4）

- ①環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化や生物多様性保全等に高い営農活動などに取り組む農業者の組織を支援した。また、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」等により、環境にやさしい農業を推進した。
- ②農業生産工程管理(GAP)の推進会議等を開催し、普及拡大に取り組んだ。
- ③農薬危害防止運動を実施するとともに、農薬管理指導士養成研修会等を開催した。
- ④耳標の装着徹底及び牛のトレーサビリティシステム維持の支援を行った。

(2)農林水産物生産環境づくり支援（施策5～8）

- ⑤カドミウム基準値超過米発生抑制のため、「水稻栽培水管理ごよみ」を配布し、湛水管理の徹底を指導した。
- ⑥検査の実施により、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザが確認された際は、「宮城県特定家畜伝染病対策本部」を設置し、関係団体が一体となって防疫措置を実施・完了した。
- ⑦宮城県漁業協同組合と連携し、貝毒検査及びノロウイルスの検査を行うとともに、県民への情報提供などにより、食中毒の未然防止に努めた。
- ⑧原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の原木の調達や資機材の購入を支援した。また、県内産原木の使用再開に向け、県内きのこ原木林の放射性物質現況把握調査を行った

(3)事業者の取組への支援（施策9～10）

- ⑨HACCPの導入を支援する研修会開催や宮城HACCP導入・実践支援制度により事業者のHACCP実践を支援した。また、新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組んでいる飲食店を認証する「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の運用を開始した。
- ⑩地産地消に取り組んでいる飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を推進した。

(1)生産段階における安全性の確保（施策 11～14）

- ⑪農薬販売者・使用者を対象に農薬保管等の立入検査を実施した。また、魚類養殖業者に水産用医薬品の適正使用や養殖管理の巡回指導を行った。
- ⑫肥料生産業者、家畜用・養殖用飼料製造工場への立入検査及び肥飼料の収去検査を行った。
- ⑬動物用医薬品販売業者に立入検査及び適正使用に関する指導を行った。
- ⑭高病原性鳥インフルエンザの予防のため、養鶏農場に対してモニタリング検査等を実施した。

(2)流通・販売段階における安全性の確保（施策 15～18）

- ⑮食品営業施設等に対して、監視指導するとともに、食中毒予防を啓発した。
- ⑯流通食品の規格基準及び残留農薬、添加物等の検査を実施した。
- ⑰と畜検査及び食鳥検査を実施するとともに、かき処理場等の監視指導及び収去検査等を実施した。
- ⑱東北農政局と連携し、米トレーサビリティ法に基づく立入検査・指導を行った。

(3)食品表示の適正化の推進（施策 19～21）

- ⑲食の110番、食品表示110番を設置し、相談対応、監視指導等を行った。また、生かき産地等偽装防止特別監視員による監視指導を実施した。
- ⑳食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査を行う事業は、新型コロナウイルス拡大の状況により休止した。
- ㉑食品表示に関する研修会や相談等を通じて、適正な食品表示に関する普及啓発を図った。

(4)食品の放射性物質検査の継続（施策 22～23）

- ㉒県産農林水畜産物の放射性物質検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。
- ㉓県内に流通する食品等の放射性物質検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。

Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立…【 安心 】に関する施策

1 情報共有及び相互理解の促進

P30

(1)情報の収集、分析及び公開（施策 24～25）

- ②④みやぎ食の安全安心消費者モニターにアンケートを実施するなど、県民の意向把握に努めた。また、県ホームページ、「食材王国みやぎ」ウェブサイト、公式フェイスブック、インスタグラム等で、情報提供を行った。
- ②⑤食品衛生監視指導及び結果等の実績、食品の安全に関する情報を公表した。

(2)生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策 26～28）

- ②⑥地域食と農の相談窓口を引き続き設置した。また、学校給食での地場産品活用状況調査等を行うとともに情報誌を発行した。さらに、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の農産物や県産きのこ・山菜等のPR販売会を行った。
- ②⑦県食品衛生協会と連携し食品衛生推進員の資質向上を図った。また、「みやぎ水産の日」を核とし、県産水産物の消費拡大に取り組んだ。
- ②⑧みやぎ食育コーディネーターによる講座等を通して、食の安全安心に関する知識習得を推進した。

(3)放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策 29～31）

- ②⑨生産・流通・消費の各段階で行われる測定結果について、みやぎ原子力情報ステーションで公表した。
- ③⑩市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を取りまとめ、みやぎ原子力情報ステーション等で公表した。
- ③⑪市町村が実施する自家消費農産物等の放射性物質測定結果を取りまとめ、みやぎ原子力情報ステーションで公表した。

2 県民参加

P39

(1)県民総参加運動の展開（施策 32～34）

- ③②消費者モニターの募集、アンケート調査及び研修会等を実施した。
- ③③みやぎ食の安全安心取組宣言者の募集、取組内容の公開等を行った。
- ③④食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施した。

(2)県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 35～36）

- ③⑤消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議等により、食の安全安心に関する県民の意見を把握した。
- ③⑥食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応した。

Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備…【 協働 】に関する施策

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

P44

(1)食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策 37)

③⑦食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行った。

(2)みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応(施策 38)

③⑧食の危機管理対応チーム会議を毎月(4, 12月を除く)開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図った。

(3)食の安全に関する調査・研究の充実(施策 39)

③⑨貝毒プランクトンの発生状況や環境条件を把握した。また、食品衛生に関する調査研究の成果をとりまとめ、研修会等で共有した。

(4)食品の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策 40)

④⑩牧草等への土壌からの放射性物質移行低減技術や県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究等に取り組んだ。

(5)国, 都道府県, 市町村, 関係団体との連携(施策 41)

④⑪国, 都道府県, 市町村, 関係団体等との連携により、食中毒事件や違反食品の発生時に適切に対処した。

2 みやぎ食の安全安心推進会議(施策 42)

P48

④⑫みやぎ食の安全安心推進会議を開催し、施策の実施状況の評価を行ったほか、食の安全安心に関する意見交換を行った。

第4 令和3年度における主な数値目標実績

項 目	基準値 R元	実績R3	目標値 R7	達成状況
環境保全型農業直接支払交付金取組面積	4,296ha	4,068ha	5,619ha	
国際水準GAP導入・認証総数	160件	161件	260件	
耳標の装着率	100%	100%	100%	○
貝毒プランクトン観測定点調査実施率	100%	100%	100%	○
原木しいたけ（露地栽培）出荷制限解除数	49人	54人	64人	
HACCP研修会参加施設数	110施設	164施設	200施設	
肥料成分不足違反件数割合	0%	2%	0%	
動物用医薬品販売の違反件数	6件	8件	0件	
食品営業施設の監視指導率	116%	75.8%	100%	
食品検査率	98.6%	82.4%	100%	
かき処理場等の監視指導率	94%	100%	100%	○
食品表示適正店舗数の割合	99.7%	事業休止	100%	
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数	14回	6回	20回	
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	113%	100%	○
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率	120%	101%	100%	○
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	○
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率	128%	100%	100%	○
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	90%	100%	
食の安全安心ホームページアクセス数	68,780件	60,967件	100,000件	
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合	50.2%	62.0%	70.0%	
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合	39.0%	36.7%	40.0%	
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数	36,196人	16,201人	40,000人	
消費者モニターの活動（延べ参加）率	87%	79%	95%	
消費者モニター登録者数	1,035人	1,089人	1,200人	
食の安全安心取組宣言者数	2,966者	2,564者	3,200者	
各種講習会の参加者数	1,901人	593人	2,000人	
地方懇談会の開催回数	18回	8回	20回	

第5 令和3年度の施策の実施状況に対する推進会議の評価

評価	A 達成している	11項目
	B 概ね達成している	6項目
	C 達成していない	0項目

大分類	中分類	小分類	評価
安全で安心できる食品供給の確保	生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援(施策1~4)	B
		農林水産物生産環境づくり支援(施策5~8)	A
		事業者の取組への支援(施策9~10)	A
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保(施策11~14)	B
		流通・販売段階における安全性の確保(施策15~18)	A
		食品表示の適正化の推進(施策19~21)	B
		食品の放射性物質検査の継続(施策22~23)	A
	食の安全安心に係る信頼関係の確立	情報共有及び相互理解の促進	情報の収集, 分析及び公開(施策24~25)
生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進(施策26~28)			B
放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進(施策29~31)			A
県民参加		県民総参加運動の展開(施策32~34)	B
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映(施策35~36)	B
		食の安全安心を支える体制の整備	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策37)
みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応(施策38)	A		
食の安全に関する調査・研究の充実(施策39)	A		
食品の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策40)	A		
国, 都道府県, 市町村, 関係団体との連携(施策41)	A		